

## 人工妊娠中絶について

妊娠を継続ができない場合に、母体保護法に基づき、母体保護法指定医が人工妊娠中絶手術を行います。当院でも母体保護法に基づいた人工妊娠中絶の手術・処置をおこなっております。まずは受診をしてご相談ください。

母体保護法に基づく処置・手術になりますので、手術の要否は母体保護法指定医が法律に則り判断します。（これはどこの施設でも同様です。）

基本的には妊娠10週前後までの方の手術をおこなっておりますので、早めのご相談をお勧めします。

### 手術に関連する費用

初診時の診察	10,000円
手術前検査の費用	10,000円
手術費用	妊娠10週台まで 110,000円（日帰りの場合） 100,000円（1泊入院の場合） 妊娠11週台 150,000円（1泊入院） 妊娠12週以降 初診時に概算をお知らせします。
手術後の基本の診察	手術費用に含まれますのでかかりません。

妊娠週数の算定は、超音波所見を中心にその他の情報をもとに医師が診断をさせていただきます。

妊娠10週前後までの手術では、基本的には1泊入院ですが、日帰り手術が可能な場合もありますので、診察の際にご相談ください。

妊娠11週台の手術では1泊入院になります。

妊娠12週以降では複数日(最短でも3~5日間程の入院)の入院となります。

手術日に関しては、受診後にご相談となります。妊娠週数が早すぎる場合ではかえって処置が大変になることもありますので、早すぎる時期での手術をご希望される場合では、当院では手術をお断りさせていただきます。

妊娠12週を過ぎた場合では、手術ではなく薬を使って陣痛を起こして、経腔的に妊娠中絶を行う処置となります。妊娠12週を過ぎた場合では、当院で処置ができるか、費用がどのくらいになるかは受診時にお話をさせていただきます。

喘息その他、合併症の有無やアレルギーの有無で、当院での手術をお受けできない場合があります。

母体保護法に基づく手術になります。ご本人様とお相手(お腹の胎児の生物学上の父親)のおふたりが中絶手術に同意する必要があります。同意書におふたりの署名の記入が必要となります。ただし個別のご事情によりご相談が必要なケースもございますので、署名の記入に関しては受診時にご相談ください。

未成年の方では保護者のご理解と同意が必要になり、保護者の署名も必要となります。

法律に基づく処置・手術であります。処置に対しての深いご理解をお願いしたいので、日本語での意思の疎通が可能な方のみとさせていただきます。